

令和6年2月定例教育委員会会議

1 日 時

令和6年2月13日（火） 午後1時00分～

2 場 所

県庁24階 教育委員会会議室

3 議 題

(1) 教育委員会の行事日程等

① 県立学校卒業証書授与式

日 時：令和6年3月1日（金）

訪問校：高崎高等学校（沼田委員）

伊勢崎工業高等学校（代田委員）

前橋高等特別支援学校（河添委員）

渋川青翠高校学校（日置委員）

沼田高等学校（小島委員）

② 令和6年3月定例教育委員会会議

日 時：令和6年3月19日（火） 午後1時00分～

会 場：教育委員会会議室（県庁24階）

(2) 教育長事務報告

① 公立幼稚園の廃止について（義務教育課）

② 夜間中学（群馬県立みらい共創中学校）の教育活動について（義務教育課夜間中学準備室）

③ 令和6年度群馬県公立中等教育学校等入学者選抜結果について（高校教育課）

④ 令和5年度県立学校卒業式の期日について（高校教育課・特別支援教育課）

⑤ 部活動の地域連携及び地域移行について（健康体育課）

⑥ ワンストップ相談窓口『心と学びのサポートセンター「つなぐん」』の設置について（総合教育センター）

(3) 議案審議

第48号議案 公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について（福利課）

第49号議案 群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について（高校教育課）

第50号議案 群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について（高校教育

- 課)
- 第 51 号議案 群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則について (高校教育課)
- 第 52 号議案 群馬県立特別支援学校管理に関する規則の一部を改正する規則について (特別支援教育課)
- 第 53 号議案 臨時代理の承認について (令和 5 年度群馬県一般会計補正予算 (教育委員会関係) について) (総務課)
- 第 54 号議案 臨時代理の承認について (令和 6 年度群馬県一般会計当初予算 (教育委員会関係) について) (総務課)
- 第 55 号議案 臨時代理の承認について (第 4 期群馬県教育振興基本計画 (群馬県教育ビジョン) について) (総務課学びのイノベーション戦略室)
- 第 56 号議案 臨時代理の承認について (群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例について) (総務課学びのイノベーション戦略室)
- 第 57 号議案 臨時代理の承認について (群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について) (学校人事課)
- 第 58 号議案 臨時代理の承認について (群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について) (学校人事課)
- 第 59 号議案 臨時代理の承認について (群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例について) (高校教育課)
- 第 60 号議案 公文書不存在決定に対する審査請求に係る裁決について (福利課)
- 第 61 号議案 公文書部分開示決定に対する審査請求に係る裁決について (学校人事課)
- 第 62 号議案 教職員の人事について (学校人事課)

令和6年2月13日
義務教育課 教科指導係
電話：027(226)4615 内線：4617

公立幼稚園の廃止について

みどり市教育委員会教育長から、下記のとおり届出がありました。

記

【廃止】

名 称	位 置	理 由	廃 止 年 月 日
みどり市立 笠懸幼稚園	みどり市笠懸町鹿 4590-2	幼保一元化により、認定こども園を 新設するため。	令和6年3月31日

令和6年2月13日
義務教育課 夜間中学準備係
027-897-2698 内線 4623

夜間中学（群馬県立みらい共創中学校）の教育活動について

I 学校概要

1 基本情報

○学校教育法第1条で規定される「中学校」（一般的な中学校と区別なし）

- ・授業料、教科書代は無償
- ・教材費は、本人の実費負担

2 入学資格

○群馬県内に在住する満15歳を超えた人 ※学齢期の方は入学不可、国籍は不問

3 入学・定員・進級・卒業・修業年限

- 原則、第1学年4月入学。ただし、入学希望者の抱える事情や、これまでの学習状況等を踏まえ、年間を通じての入学や、第2学年以降への入学を許可することもある。
- 各学年の定員は35名以内 ※定員になり次第、募集を停止
- 進級は4月、卒業は3月末、修業年限は原則3年

4 入学までの流れ

- 事前面談→入学願書提出→入学決定
※令和6年4月に第1～第3学年すべての学年を開設する予定

5 学期・授業時間・長期休業日

- 学期は3学期制
- 授業の1単位時間は40分
- 令和6年度の長期休業日

学年始め	令和6年 4月 1日～令和6年 4月 9日
夏季	令和6年 8月 1日～令和6年 9月 1日
冬季	令和6年12月21日～令和7年 1月 6日
学年末	令和7年 3月22日～令和7年 3月31日

6 日課表

日課	時間
登校	17:00～18:00
1校時	18:00～18:40
2校時	18:50～19:30
3校時	19:40～20:20
4校時	20:30～21:10
帰りの会	21:10～21:20

7 開校式・入学式

- 令和6年4月11日（木） 18:00～19:00を予定

II 教育活動

1 学校教育目標

- 共に生き 共に学び 共に未来を創る

2 目指す資質・能力

- 中学校の学習内容を通して身に付ける基礎的・基本的な知識及び技能
- 身近なことから課題を発見して主体的に解決する力
- 自他の多様性を大切にしながら協働的に活動する力
- 集団や社会の一員であることを自覚し、規範意識に基づき行動する力
- 基本的生活習慣を身に付け、自ら心身の健康を保とうとする態度

3 主な取組

- 習熟度別の少人数指導等、指導形態や指導方法を工夫
- 日本語指導における特別の教育課程を編成
- 企業連携によるインターンシップや講師派遣によるキャリア教育を実施
- 対面を基本に、オンラインを併用したハイブリット型の学習環境を整備

4 使用する教科用図書

【中学校用】

種 目	発 行 者
国語	光村図書
書写	教育出版
社会（地理的分野）	東京書籍
社会（歴史的分野）	東京書籍
社会（公民的分野）	東京書籍
地図	帝国書院
数学	東京書籍
理科	東京書籍

【小学校用】

種 目	発 行 者
国語	光村図書
書写	教育出版
算数	東京書籍

III 生徒支援

1 多言語対応

- 母語支援員の配置（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語など）

2 ICT教育環境整備

- 一人一台端末（クロームブック）の貸与
- 学習支援ソフトの導入

3 教育相談体制構築

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

令和6年度群馬県公立中等教育学校等入学者選抜結果について

高校教育課

○ 合格者の発表

(1) 期日 令和6年1月29日(月) 午前10時

(2) 方法 各学校 Web ページ

※太田中学校は、13時に学校内に掲示を行った。

(3) 合格者数

学校	性別	募集定員	志願者数	受検者数	合格者数
中央 中等	男	60	173	172	62
	女	60	192	192	63
	合計	120	365	364	125
四ツ葉 学園 中等	男	60	123	123	64
	女	60	125	125	64
	合計	120	248	248	128
太田中	男	51	82	82	52
	女	51	108	108	52
	合計	102	190	190	104

【参考】

○ 選抜検査

(1) 期日・会場 令和6年1月20日(土) 各学校

(2) 検査方法

中央中等教育学校：適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ、面接
 四ツ葉学園中等教育学校：適性検査Ⅰ、パーソナルプレゼンテーション
 太田中学校：適性検査Ⅰ、作文、面接

○ 追検査

(1) 期日・会場 令和6年2月3日(土) 各学校

(2) 合格者の発表 令和6年2月9日(金) 各学校 Web ページ

令和6年2月13日(火)
 高校教育課 教科指導係
 担当：毒鷲
 電話：027(226)4645 内線：4646
 特別支援教育課 指導係
 担当：藤生
 電話：027(226)4656 内線：4656

令和5年度県立学校卒業式の期日について

1 高等学校

- 令和6年3月1日(金)
 全日制課程 59校(59校中)
 定時制課程 13校(13校中)
 通信制課程 4校(4校中)

2 中央中等教育学校

- 令和6年3月1日(金)

(参考)市・学校組合立高等学校・中等教育学校の全日制課程6校及び定時制課程1校は、3月1日(金)に卒業式を実施します。

3 特別支援学校

	学校名	学部・期日			備考	
		幼稚部 小学部	中学部	高等部(普通科) 高等部(専攻科)		
1	盲学校	修了・卒業生なし	3月14日(木)	3月1日(金)		
2	聾学校	3月15日(金)	3月11日(月)	3月1日(金)		
3	しろがね特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)	3月1日(金)	小中合同	
4	前橋高等特別支援学校			3月1日(金)		
5	赤城特別 支援学校	本校	3月18日(月)	3月13日(水)	3月1日(金)	小中実施予定なし
		前橋赤十字病院内教室				
		群馬中央病院内教室				
		桐生厚生総合病院内教室				
		伊勢崎市民病院内教室				
		公立藤岡総合病院内教室				
		公立富岡総合病院内教室 小児医療センター校				
6	高崎特別支援学校	3月15日(金)	3月8日(金)	3月1日(金)		
7	高崎高等特別支援学校			3月1日(金)		
8	二葉特別支援学校	3月15日(金)	3月8日(金)			
9	二葉高等特別支援学校			3月1日(金)		
10	桐生特別支援学校	3月14日(木)	3月14日(木)		小中合同	
11	あさひ特別支援学校	3月15日(金)	3月8日(金)	3月1日(金)		
12	伊勢崎特別支援学校	3月14日(木)	3月7日(木)			
13	伊勢崎高等特別支援学校			3月1日(金)		
14	太田特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)		小中合同	
15	太田高等特別支援学校			3月1日(金)		
16	沼田特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)	3月1日(金)	小中合同	
17	館林特別支援学校	3月14日(木)	3月14日(木)		小中合同	
18	館林高等特別支援学校			3月1日(金)		
19	渋川特別支援学校	3月15日(金)	3月12日(火)	3月1日(金)	一部別日程	
20	藤岡特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)	3月1日(金)	小中合同	
21	富岡特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)	3月1日(金)		
22	渡良瀬特別支援学校	3月15日(金)	3月8日(金)	3月1日(金)		
23	吾妻特別支援学校	3月15日(金)	3月15日(金)	3月1日(金)	小中合同	

※ 斜線は卒業式を実施しない。

令和6年2月13日
群馬県地域創生部
群馬県教育委員会
電話 027-226-4711 (健康体育課)

学校部活動の地域連携及び地域移行について

令和5年7月に策定した「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」の「7 成果指標」より、公立中学校等の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行状況を把握するため、地域移行に関する状況調査を実施した。

調査対象：35市町村地域移行担当部局（教育委員会、スポーツ・文化部局等）

調査期間：令和5年12月27日から令和6年1月15日

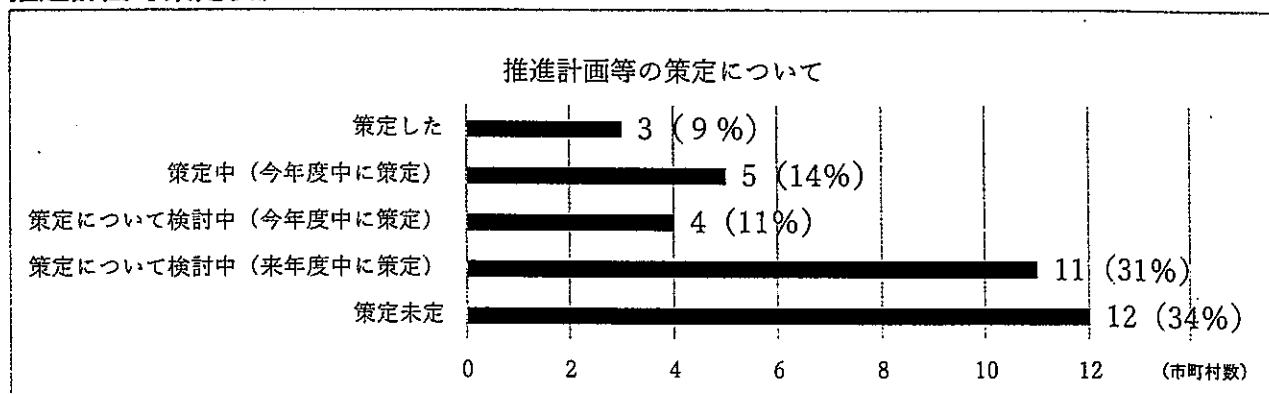
※本調査は、県教育委員会と県地域創生部により実施

<調査結果>

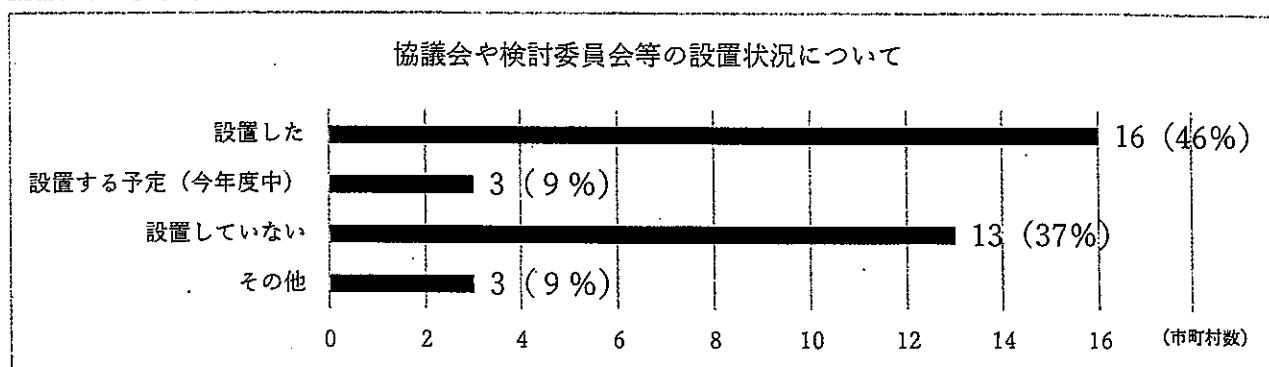
1 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組む市町村の状況

- 地域連携に取り組んでいる市町村 94% (33市町村)
 - ・部活動指導員が部活動を行っている学校 57% (88校/154校)
 - ・外部指導者が部活動を行っている学校 82% (127校/154校)
- 地域移行に取り組んでいる市町村 43% (15市町村)
 - ・地域移行を行っている学校 18% (28校/154校)

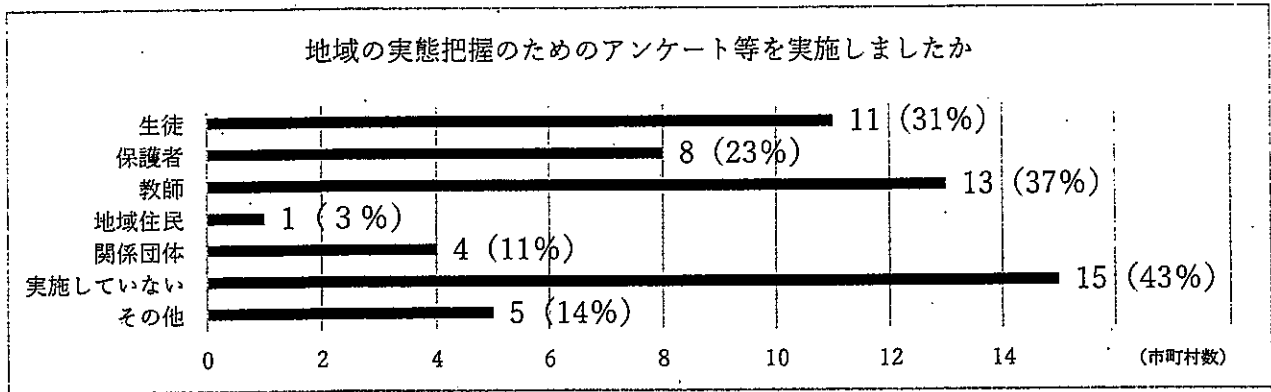
2 推進計画等策定状況



3 協議会や検討委員会等の設置状況



4 実態把握の状況（複数回答あり）



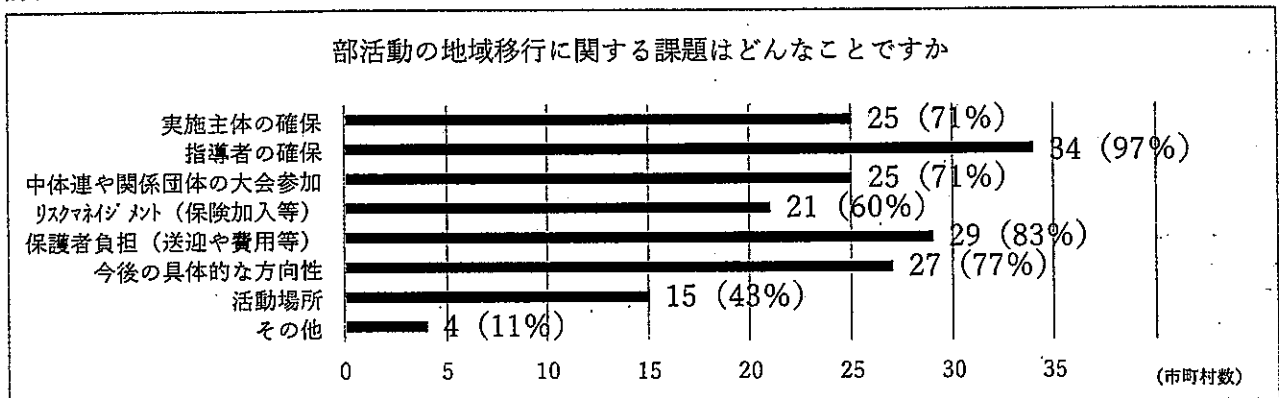
5 地域移行を行っている運営主体

- 総合型地域スポーツクラブ 2クラブ
- スポーツ少年団 6スポーツ少年団
- スポーツ協会関係等 10団体
- 文化活動団体・企業等 4団体
- 市町村教育委員会 3市町

6 市町村独自の取組

- ・平日については基本的に顧問（教員）が指導を行っている。休日については社会体育として自主練習（外部指導者や保護者同伴）を行っている部もある。
- ・合同練習会（部活動の地域移行の取組として、競技ごとで集まり練習会を実施）
- ・第二土日の部活動なし（令和6年2月から4月試行）。その期間に受け皿となるような事業等について依頼中。 等

7 課題と考えていること（複数回答あり）



8 成果と考えていること（自由記述）

- ・地域の大人と中学生が交流する場・時間が増えた。
- ・生徒が専門的な指導を受けられている。
- ・アンケート調査を行い、それぞれの立場からの意見を伺うことができ、実施計画の策定につながる良い機会となった。
- ・部活動指導員や外部コーチの活用によって、効果的な技術指導が可能となったり、教職員の負担軽減つながったりしている。 等

9 今後の群馬県の取組

- ・地域移行に関するセミナー等の開催
- ・保護者・地域住民向けリーフレット等の作成及び周知（令和5年度中）
- ・地域移行に関する相談や助言等の充実（令和6年度 県総括コーディネーターの増員）
- ・実証事業の拡充（令和6年度 実証事業団体の拡充） 等

ワンストップ相談窓口『心と学びのサポートセンター「つなぐん」』の設置について

総合教育センター

1 目的

乳幼児から高校生までの子供と学校等に関する様々な悩みについて、子供自身や保護者、教員等のためのワンストップ相談窓口『心と学びのサポートセンター「つなぐん」』を新設し、いつでもどこでもどのような方法でもつながる相談窓口を通して、どこにもつながっていない子供と保護者等を支援につなげ、「すべての子供たちに一人一人の学びの場を」提供する。

2 通称「つなぐん」に込めた思い

「つなぐん」は、「つながる広がる」「ぐんまの子供たちのための心と学びのサポートセンター」の通称。本センターの相談・支援により、相談者が、本センターから市町村教委・学校・教育支援センター・フリースクール・メタバース上の居場所・夜間中学などと「つながる」こと、子供の学びの選択肢や生き方が「広がる」ことを目指している。

3 相談支援事業

(1) 概要：学校等の生活や学業、生活習慣や養育、発達や就学等、教育や子育てに関する相談

(2) 対象：乳幼児から高校生までの子供、保護者、学校・教職員等

(3) 相談方法

「いつでも」「どこからでも」「いろいろな方法で」相談できるために、以下の①～⑥の相談窓口を設ける。

①電話相談

・子ども教育・子育て相談 TEL 0270-26-9200

・24時間子供SOSダイヤル フリーダイヤル 0120-0-78310

②来所相談：TEL 0270-26-9200 または、メール相談用問合せフォームで事前に予約する。

③訪問相談：事前予約 TEL 0270-26-9200 ※発達に関する相談で、学校からの依頼がある場合などに実施

④メール相談

「総合教育センターWebページ」又は「チラシ」に掲載する「2次元コード」から問合せフォームにアクセスする。

⑤SNS相談

高校生と中学生（一部地域を除く）が対象。生徒個々に配布する「カード」に掲載の「2次元コード」からアクセスする。

⑥教職員のための相談窓口

・若手教職員相談：「総合教育センターWebページ」又は「チラシ」に掲載する「2次元コード」から問合せフォーム（教職員用）にアクセスする。 ※原則として、採用1年目から5年目の小・中・高・特支の教諭、事務職員等

・緊急相談（全教職員が対象）：TEL 0270-26-9200

(4) 相談時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

第2・第4土曜日 9:00～15:00

※24時間子供SOSダイヤル、メール相談受付、教職員のための相談窓口受付は24時間対応

※オンライン相談は、毎週日曜日 18:00～21:00（予定）

4 新規事業「オンライン学習サポート」

(1) 概要

「つなぐんオンラインサポート」（通称「つなサポ」）を令和6年6月開設見込。

「つなサポ」は、様々な理由で長期欠席をしている児童生徒に学習や教育相談等、メタバース上にアバターで参加し、学びや相談の機会を通して、コミュニケーション力や自ら学ぶ力を育成する。

(2) サポート内容

開設時間は、平日10:00～15:00

①オンデマンド学習サポート（自主学習）

・オンデマンド教材等を活用し、児童生徒が自分のペースで学習できるよう支援する。

②個別学習・相談サポート

・音声やチャットを活用して、個々に応じた学習目標の設定や具体的な学習指導（補助）を行う。

・必要に応じて夜間中学と連携し、各教科の専門教諭による学習支援を行う。

・児童生徒及び保護者向けの教育相談を行い、サポート体制を充実させる。（原則、水曜日に個別の教育相談（学習相談）を行う）

③コミュニケーションサポート

・ホームルームや合同学習による体験活動（オンライン修学旅行・農業体験・美術作品制作等）等を行う。

5 事業体制

○指導主事 ○主幹専門員 ○研究員 ○教育相談員（教職経験者）

○ぐんま MANABIBA ネットワークコーディネーター ○特別支援学校教諭、スクールカウンセラー

○医師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

○ぐんま MANABIBA ネットワークの関係機関

（市町村教委、学校、教育支援センター、フリースクール、「つなサポ」、夜間中学等）

6 今後の予定

○令和5年度

3月 チラシ等による周知①（県市町村教委、学校等）

○令和6年度

4月～ チラシ等による周知②（県校長会（小・中・高）、指導主事会議、県市町村教委、学校等）
各々の準備が整い次第、受付・相談開始

7 本事業に係る問合せ先：群馬県総合教育センター 子ども教育相談係 TEL 0270-26-9217

1 目的

様々な理由で長期欠席をしている児童生徒に対して、3Dメタバース上にアバターで参加しながら学習や教育相談の機会を提供することにより、コミュニケーション力や自ら学ぶ力を育成する。

2 「つなサポ」の5つのポイント

(1) 居場所（つながり）づくり

児童生徒の居場所の一つとして、メタバースを活用する。登校が難しくなっている子供の社会的孤立を防ぎ、次へのステップにつながるよう支援する。

(2) 学習機会の確保

バランスの取れた学習機会を確保するため、自分のペースで学習できるようにオンデマンド授業を活用するとともに、児童生徒からの質問や相談に対応できる職員を配置し、安心して学習できる環境を整える。

(3) コミュニケーション力向上

アクティビティ（集団ゲーム）や合同学習プログラム、オンラインホームルームを企画し、人と人のつながりを大切にしたプログラムを実施する。

(4) 子供・家庭へのサポート体制構築

多様化する保護者の悩みや不安の解決に向け、保護者を包括的に支えるサポート体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

市町村教育委員会や学校との月例報告等による情報共有を行い、必要に応じて児童相談所や福祉部局、夜間中等等との連携を進めるとともに、一人一人の子供たちの能力や可能性を最大限に引き出す。

3 具体的な活動や支援

(1) 開設予定 令和6年6月～ ※4月：事業準備・周知 5月：募集開始

(2) 対象者 県内の小・中・高・特・中等・義務教育学校に在籍し、原則として、30日以上学校に通学できていない状態が続く児童生徒

(3) 定員 20名程度

(4) サポート内容

開設時間は、平日10:00から15:00とする。

① オンデマンド学習サポート（自主学习）

・オンデマンド教材等を活用し、児童生徒が自分のペースで学習できるよう支援する。

② 個別学習・相談サポート

・音声やチャットを活用して、個々に応じた学習目標の設定や具体的な学習指導（補助）を行う。必要に応じて夜間中等と連携し、各教科の専門教諭による学習支援を行う。

・児童生徒及び保護者向けの教育相談を行い、サポート体制を充実させる。（原則、水曜日に個別の教育相談（学習相談）を行う）

③ コミュニケーションサポート

・ホームルームや合同学習による体験活動（オンライン修学旅行・農業体験・美術作品制作等）等を行う。

(5) 児童生徒の1日の活動の例（校種・参加人数等により弾力的に扱う。）

・一人一人の意向やニーズに合わせ、個別に活動計画を作成し、支援を行う。

時間	10:00～ 10:15	10:20～ 10:50	11:10～ 11:40		13:10～ 13:40	14:00～ 14:30	14:40～ 15:00
内容	朝の ホームルーム	個別学習 ①	オンデマンド 学習	休憩	合同学習	個別学習 ②	帰りの ホームルーム

4 対応スタッフ

指導主事、主幹専門員、研究員、教育相談員 等

5 その他

・家庭のパソコンから直接アクセスして参加する。（参加費無料）

・原則として、自宅にアプリを起動できるパソコンが整っている環境であることを要する。

令和6年2月13日(火) (教) 福利課年金係 内線 4570

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について(概要)

1 改正理由

令和5年度から公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなり、当分の間、60歳(労務職員は63歳)に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当額については、退職事由を定年退職として算定する規定を設け、公立学校職員退職手当支給条例の改正(令和5年4月1日施行)を行ったが、同規定は、勤続11年以上の退職者に限って適用されている。

勤続11年未満の退職者についても、同様の規定を適用するため、公立学校職員退職手当支給規則について、所要の改正を行う。

2 改正内容

11年未満の期間勤続した者について、当分の間、60歳(労務職員は63歳)に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当額については、退職事由を定年退職として算定する。

3 施行日

公布日

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第 号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則（昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

- 2 当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十一号）による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和三十九年群馬県条例第六号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対しては適用しない。

附 則

この規則は、令和六年 月 日から施行する。

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○公立学校職員退職手当支給規則 昭和三十一年七月六日教育委員会規則第十号</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。</p> <p>2 <u>当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十一号）による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対しては適用しない。</u></p> <p>3 <u>条例附則第十四項ただし書に規定する委員会規則で定める額は、第五条の七各号に定める額とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和六年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>○公立学校職員退職手当支給規則 昭和三十一年七月六日教育委員会規則第十号</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 <u>条例附則第十四項ただし書に規定する委員会規則で定める額は、第五条の七各号に定める額とする。</u></p>

令和6年2月13日(火)
高校教育課 高校教育改革推進係
担当：須田(内線4639)
特別支援教育課 指導係
担当：藤生(内線4656)

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等 に関する規則の制定等について

1 制定する規則

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

2 概要

令和6年度に、県立高校2校(藤岡中央高校、館林商工高校)、県立特別支援学校3校(沼田特別支援学校、館林特別支援学校、館林高等特別支援学校)へコミュニティ・スクールを導入(学校運営協議会を設置)するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。)第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定める。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

学校運営協議会の設置に係り、「群馬県立高等学校管理に関する規則」、「群馬県立中等教育学校管理に関する規則」、「群馬県立特別支援学校管理に関する規則」の一部改正を行う。